

長崎県・五島市補助金について

			長崎県	五島市
			補助要件	補助要件
			■立地協定の締結 ・新規雇用者数：事業開始から1年以内に以下人数を雇用 ●高度専門業務・ミドルオフィス業務：5人以上 ●バックオフィス業務：50人以上 ※①1年以上雇用見込、②雇用保険加入、③県内在住の正社員(転勤含)・契約社員・パート・派遣社員が対象	■対象要件 ・新規雇用者5人以上（うち正規雇用者3人以上）
対象経費			補助金算定	補助金算定
初期経費	運営経費	①新規雇用経費	【3年間補助】 新規雇用者数 × 60万円 ※起算日から1年間の雇用継続が必要 ※2年目以降は実増員数に対して補助 ※県内転職者は対象外	【3年間補助】 （限度額2,000万円） ・正規雇用 50万円/人 ・非正規雇用 25万円/人 ・新卒正規雇用 60万円/人 ・新卒非正規雇用 30万円/人
		②賃借料 (共益費除く)	【3年間補助】 賃借料 × 75% × 3年 ※対象経費となる賃借料は月額7,500円/坪を上限とする	
		③通信費	【3年間補助】 通信費 × 75% × 3年 ※限度額：1億2千万円（年間上限：4千万円）	
	費	④設備投資費	【3年間補助】 設備投資額 × 15% ※設備投資額：2千万円以上 ※事務所設置から3年以内に支払ったものを対象	【3年間補助】 ●固定資産税課税免除又は固定資産税相当額の奨励金
限度額			4億5千万円	

長崎県・五島市補助金について

□ 県・市補助要件及び支援メニュー一覧

	長崎県	五島市
補助要件	■ <u>立地協定の締結</u> ・新規雇用者数：事業開始から1年以内に以下人数を雇用 ● <u>高度専門業務・ミドルオフィス業務：5人以上</u> ● バックオフィス業務：50人以上 ※ ①1年以上雇用見込、②雇用保険加入、③県内在住の正社員(転勤含)・契約社員・パート・派遣社員が対象	■ 対象要件 (1)新規雇用者5人以上（うち正規雇用者3人以上）
事務所賃借費	● 期間：3年間 月額単価上限：1万円/坪※坪単価が1万円以上のみ 事務所賃借料（共益費除く）×50%	● 期間：3年間 ● 固定資産税課税免除又は固定資産税相当額の奨励金
新規雇用経費	● 期間：3年間 ● 1人1回限り 新規雇用者1人あたり：30万円（県内転職者は対象外）	● 雇用促進補助金（限度額2,000万円） ・正規雇用 50万円/人 ・非正規雇用 25万円/人
通信費	● 期間：3年間 ● 年間上限：4千万円 通信費用×50%	・新卒正規雇用 60万円/人 ・新卒非正規雇用 30万円/人
設備投資費	■ 要件：設備投資額が高度専門業務 1,000万円以上、バックオフィス業務 2,000万円以上の場合 ● 期間：事務所新設から3年以内の支払 設備投資額×10%	-
ワーケーション実施経費	● 通信費の補助と合算し4千万/年を限定に、立地協定締結から5ヶ年 ● 離島地区への移動（往復）に要する費用 ● 離島地区での宿泊費 ● 離島地区での施設使用料	-